

# 社団法人長野県産業廃棄物協会定款

平成6年4月1日制定

平成11年7月6日一部改正

平成14年6月17日一部改正

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、社団法人長野県産業廃棄物協会（以下「本会」という。）という。

### (事務所)

第2条 本会の事務所は、長野県長野市大字中御所字岡田3番地2に置く。

### (目 的)

第3条 本会は、産業廃棄物の適正な処理、減量化及び再資源化を促進するため、産業廃棄物処理の振興に関する事業を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに産業の健全な発展を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正な処理に関する調査研究及び情報の提供
- (2) 産業廃棄物の適正な処理に関する講習会、研究会等の実施
- (3) 産業廃棄物の有効利用の促進に関する事業
- (4) 産業廃棄物処理施設の設置促進に関する事業
- (5) 産業廃棄物処理の振興に関する事業
- (6) 関係行政機関の施策に対する協力及び受託事業
- (7) 産業廃棄物の適正処理に関する社団法人全国産業廃棄物連合会からの受託事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要と認める事業

一部改正（平成11年7月）

## 第2章 会 員

### (会員の資格)

第5条 本会の会員は、次の各号に掲げる個人又は団体で、本会の目的に賛同して入会したものである。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき長野県知事又は長野市長の許可を受けて産業廃棄物処理業を営む個人又は団体
- (2) 長野県内においてその事業活動に伴い産業廃棄物を排出する個人又は団体

( 3 ) 前 2 号に掲げるもののほか、本会の事業に関連する個人又は団体

全部改正 (平成 1 1 年 7 月、平成 1 4 年 6 月)

( 入会手続 )

第 6 条 本会に入会しようとするものは、所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

一部改正 (平成 1 1 年 7 月)

( 入会金及び会費 )

第 7 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入するものとする。

一部改正 (平成 1 1 年 7 月)

( 会員資格の喪失 )

第 8 条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には会員たる資格を失う。

( 1 ) 本人から退会の申し出があったとき。

( 2 ) 死亡、解散又は破産したとき。

( 3 ) 産業廃棄物処理業の許可の取消しを受けたとき。

( 4 ) 除名されたとき。

一部改正 (平成 1 1 年 7 月、平成 1 4 年 6 月)

( 退 会 )

第 9 条 会員が退会しようとするときは、書面でその旨を会長に届け出なければならない。

( 除 名 )

第 10 条 会員が、本会の名誉を傷つけ、若しくは目的に反するような行為をしたとき又は会員としての義務に違反したときは、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の同意により除名することができる。この場合においては、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会員が 1 年以上会費を滞納したときは、別に定める機関の審議を経て、理事会の議決により除名することができる。

一部改正 (平成 1 1 年 7 月)

( 抛出金品の不返還 )

第 11 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役員、顧問、参与及び事務局

( 役員の種類及び定数 )

第 12 条 本会に次の役員を置く。

理事 1 0 人以上 2 0 人以内

監事 2 人

2 理事のうち、1人を会長とし、4人を副会長とし、1人を専務理事とする。

一部改正（平成11年7月）

（役員職務）

第13条 理事は、理事会を組織し、本会の業務の執行を決定する。

2 会長は、本会を統括し、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務を処理する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

（役員選任）

第14条 理事及び監事は、会員（団体の場合にあつては、その代表者）の中から総会の議決により選任する。ただし、理事については、会員以外の学識経験者を総会の議決により選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

一部改正（平成11年7月）

（役員任期）

第15条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員のため就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員任期が満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

（資格喪失による退任）

第16条 理事又は監事が会員の資格を失ったときは、退任するものとする。

一部改正（平成11年7月）

（役員解任）

第17条 役員解任については、第10条第1項の規定を準用する。

（役員報酬等）

第18条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（顧問及び参与）

第19条 本会に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、特定の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

4 参与は、協会運営、事業活動について、会長の相談に応ずる。

(事務局)

第20条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置き、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### 第4章 会 議

(会議の種類)

第21条 会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、これを通常総会及び臨時総会の2種に分ける。

3 通常総会は毎年2回これを開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときにこれを開催する。

(会議の招集)

第22条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は30日以内に総会を招集しなければならない。

3 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は14日以内に理事会を招集しなければならない。

4 会議は、少なくとも期日の5日前までに会議の日時及び場所並びに会議で審議すべき事項を示して、招集しなければならない。

一部改正(平成14年6月)

(開会の定足数)

第23条 会議は、その会議を構成する会員又は理事の過半数の出席がなければこれを開会することができない。

一部改正(平成11年7月)

(会議の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、会長をもってこれに充てる。

一部改正(平成11年7月)

(議 決)

第25条 会議の議事は、その会議を構成する会員又は理事で、その会議に出席したものの過半数の同意をもってこれを決する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

一部改正(平成11年7月)

( 総会における書面又は代理人による表決 )

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって表決し、又は他の会員に表決を委任することができる。この場合は、出席したものとみなす。

( 理事会における書面による表決 )

第27条 会長は、簡易な事項又は急施を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

( 総会の権能 )

第28条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

( 理事会の権能 )

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

( 1 ) 総会に付議すべき事項

( 2 ) 総会の議決した事項の執行に関する事項

( 3 ) 諸規定の制定及び改廃

( 4 ) 前各号に掲げるもののほか、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

( 議事録 )

第30条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

( 1 ) 開会の日時及び場所

( 2 ) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名 ( 書面表決者及び表決委任者にあつては、その旨を付記すること。 )

( 3 ) 審議事項及び議決事項

( 4 ) 議事の経過の概要及びその結果

( 5 ) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席会員のうちから選出された2名以上の会員が記名押印しなければならない。

3 前2項の規定は、理事会の議事について準用する。

一部改正 ( 平成11年7月 )

## 第5章 資産及び会計

( 資産の構成 )

第31条 本会の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

( 1 ) 設立当初の財産目録記載の財産

( 2 ) 会費

- ( 3 ) 入会金
- ( 4 ) 事業に伴う収入
- ( 5 ) 資産から生じる果実
- ( 6 ) その他の収入
- ( 資産の管理 )

第32条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決によりこれを定める。

2 資産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な銀行に預け入れ、信託会社に信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換えて、保管するものとする。

( 経費の支弁 )

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

( 事業計画及び収支予算 )

第34条 本会の事業計画及び収支予算は、年度開始前に総会の議決を受けなければならない。

( 暫定予算 )

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

( 事業報告及び収支決算 )

第36条 本会の事業報告及び収支決算は、年度終了後2月以内に正味財産増減計画書並びに年度末現在の貸借対照表及び財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の議決を受けなければならない。

( 長期借入金 )

第37条 本会が資金の長期借入れ（返済期間が1年以上の借入れをいう。）をしようとするときは、総会において出席会員の3分の2以上の同意を経、かつ、長野県知事の承認を得なければならない。

一部改正（平成11年7月）

( 特別会計 )

第38条 本会は、収益事業を行うため又はその他の理由により必要があるときは特別会計を設けることができる。

( 会計年度 )

第39条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 支 部

(支部の設置)

第40条 本会に、東信、南信、中信、北信支部を置く。

2 支部の組織及び運営に関しては、この定款の規定を準用する。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において会員総数の4分の3以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得て、これを変更することができる。

一部改正(平成11年7月)

(解散)

第42条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において会員総数の4分の3以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得たときは解散する。

一部改正(平成11年7月)

(残余財産の処分)

第43条 本会の解散の場合の残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得て、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

一部改正(平成11年7月)

第8章 補 則

(設立当初の役員)

第44条 本会の設立当初の役員及びその任期は、創立総会の定めるところによる。

(設立当初の事業計画及び予算)

第45条 本会の設立当初の事業計画及び予算は、創立総会の定めるところによる。

(設立当初の会計年度)

第46条 本会の設立当初の会計年度は、設立の日から平成7年3月31日までとする。

(施行細則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決により、会長が定める。

附 則(平成6年4月1日)

この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。

附 則(平成11年7月6日)

この定款は、長野県知事の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成14年6月17日)

この定款は、長野県知事の変更認可のあった日から施行する。

# 社団法人長野県産業廃棄物協会会費規程

平成 6 年 4 月 1 日制定

平成 1 1 年 7 月 6 日一部改正

( 入会金 )

第 1 条 入会金は、次のとおりとする。

( 1 ) 会員 5 0 , 0 0 0 円

一部改正 ( 平成 1 1 年 7 月 )

( 会 費 )

第 2 条 会費は、次のとおりとする。

会 員 の 区 分	金 額
1 会員であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 1 項の許可を受けているもの	年額 60,000 円
2 会員であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 4 第 1 項の許可を受けているもの	
1 会員であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 4 項 ( ただし、中間処理に限る。 ) の許可を受けているもの	年額 96,000 円
2 会員であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 4 第 4 項 ( ただし、中間処理に限る。 ) の許可を受けているもの	
3 同法第 1 4 条第 4 項あるいは第 1 4 条の 4 第 4 項の許可を併せて受けているものを含む ( ただし、中間処理に限る。 )	
1 会員であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 4 項 ( 中間処理及び最終処分又は最終処分に限る。 ) の許可を受けているもの	年額 120,000 円
2 会員であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 4 第 4 項 ( 中間処理及び最終処分又は最終処分に限る。 ) の許可を受けているもの	
3 同法第 1 4 条第 4 項あるいは第 1 4 条の 4 第 4 項の許可を併せて受けているものを含む ( 中間処理及び最終処分又は最終処分に限る。 )	
1 会員であって、産業廃棄物を排出するもの	年額 30,000 円
2 会員であって、本会の目的に賛同する個人又は団体等	

一部改正 ( 平成 1 1 年 7 月 )

( 入会金及び会費の納入 )

第 3 条 定款第 6 条により入会を承認された者は、協会の発行する請求書により、指定の期限までに入会金を納入しなければならない。

2 会費は、当該年度分を前期、後期の 2 回に分けて、協会の発行する請求書により、納入しなければならない。

前期 4 月から 9 月までの 6 か月分

後期 10 月から 3 月までの 6 か月分

3 会費の納入期限は、次のとおりとする。

前期 当該年度の 4 月末日

後期 当該年度の 10 月末日

4 年度の途中で入会した会員にあっては、第 2 条に規定する金額を 12 で除した額に当該年度の残り月数 ( 入会を承認した日の属する月から起算する。 ) を乗じて得た金額のうち前項の期間分を、協会の発行する請求書により、指定の期限までに会費を納入しなければならない。

附 則

この規程は、社団法人長野県産業廃棄物協会定款施行の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 7 月 6 日から施行する。